

平成23年度 総会開催

2011年4月26日(火)、鎌倉商工会議所地下ホールにおいて、鎌倉世界遺産登録推進協議会(以下「推進協議会」)の平成23年度総会が開催されました。

●松尾崇推進協議会会長が抱負

第1部の定期総会の冒頭、推進協議会会長である松尾崇鎌倉市長から挨拶がありました。まず、昨年、



総会で挨拶する松尾崇会長

養老孟司前会長から会長職を引き継いで早1年、多くの会員の協力により推進協議会の活動が活発に行われたことに対し、感謝の辞が述べられ

ました。また、市長である自分が会長を務めていることに関し「推進協議会の会長は市民の代表の方がふさわしい」という持論は変わらないが、世界遺産登録に向けてこの重要な時期に、会長の交代などにより推進協議会の活動を滞らせることは避けるべきであり、引き続き会長として推進協議会の活動に全力で取り組むことを明言しました。

●平成22年度事業報告

役員紹介の後、議事に入り、最初に平成22年度事業について内海恒雄広報部会長より映像を利用しながら報告されました。講座や講演会、コンクールなど主催・共催したイベントは17事業を数え、多くの方が参加されました。また「武家の古都・鎌倉」ニュースやマップの発行、さまざまな掲示物の作成、啓発グッズ等を活用した広報活動、推進協議会有志による近藤誠一文化庁長官表敬訪問などが報告されました。

続いて、事務局からの決算報告、監査委員からの監査報告があり、全て承認されました。質疑応答では、会場の参加者より、市民に対して世界遺産登録の本質、これからの「まちづくり」についての説明が足

りないということ、必要だと言われ続けながら鎌倉に博物館がないことをどう考えているのか、御成小学校講堂の活用について、などの質問や提案が出され、松尾会長や内海部会長から、推進協議会でも今後論議し、また提案については取り入れていきたい旨の回答がなされました。

●平成23年度事業計画を承認

次に、奴田不二夫登録推進事業部会長から、平成23年度の事業計画について説明がありました。奴田部会長からは、鎌倉の世界遺産登録に向けて先行きがみえてきたことを踏まえ、これまでの広報・啓発活動に加え、さらに充実した活動を展開していくという活動方針が示された後、今年度のイベント事業、広報活動事業、その他事業の説明がなされました。続いて、事務局から平成23年度予算の説明があり、いずれも承認されました。その後の質疑応答では、再度博物館の建設について、事業部会の中に博物館建設の検討委員会の設置は可能か、との質問や、基金の設置などの意見も出されました。奴田部会長からは、会員の賛同が得られれば、委員会の立ち上げも含めて事業部会で議論する旨の回答がなされました。

第1部定期総会閉会后、引き続き第2部の「世界遺産登録に関する準備状況について」が市から報告されました。
(要旨は次ページへ)



総会風景



◆ 平成23年度総会 第2部 ◆

報告 世界遺産登録に関する準備状況について

1 これまでの主な取り組みの経過

日本国は、平成4年にユネスコの世界遺産条約を批准し、同時に今後世界遺産として推薦する予定の資産リスト、いわゆる暫定リストに「古都鎌倉の寺院神社ほか」を記載し、ユネスコに提出した。ここに鎌倉における世界遺産登録の取り組みがスタートした。

この後、平成8年に鎌倉市総合計画に位置付け、平成9年度から発掘調査などの学術的な調査を開始した。また平成14年2月には、学識者による「鎌倉市歴史遺産検討委員会」を設置し、登録に向けた考え方の検討を始めた。これらを踏まえて、平成16年には同検討委員会から、世界遺産登録に向けて「武家の古都・鎌倉」という方向性が示された。また、市役所内に世界遺産登録推進担当が設置され、平成16年度からは国指定史跡の指定、保存管理計画書の策定等、候補資産の整備を行うとともに、緩衝地帯（バッファゾーン）の検討・確保など地元自治体としての必要な作業を行ってきた。

平成18年7月に「鎌倉世界遺産登録推進協議会」が発足し、市民と行政が協働で世界遺産登録をめざす態勢が整った。現在82の団体が参加している。

平成19年7月に神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市の4県市による「世界遺産登録推進委員会」が設置され、世界遺産登録に向けて協力連携している。また、海外専門家との意見交換を行うため、文化庁と4県市の共催により国際専門家会議を計4回開催した。

平成21年11月には推薦書案をまとめるため、学識者や文化庁の文化財調査官を含めた「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会、及びプロジェクトチームが発足した。この推薦書とは、世界遺産登録に向け国がユネスコに提出しなければならないもので、国と4県市が協働して作成作業に取り組んでいる。

2 推薦書(案)の概要

ここで推薦書案の骨子である、顕著な普遍的価値の証明、世界遺産となる実際の構成資産、そして保護のため資産の周囲に設定する緩衝地帯について説明する。

ユネスコによると「顕著な普遍的価値」とは、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義」とされている。つまり、鎌倉が世界遺産に登録されるためには、他に類例がなく、将来にわたってしっ

かりと引き継いでいくべき価値があることを証明しなければならない。

鎌倉の顕著な普遍的価値は、やはり、日本における武家政権の発祥地であるというところにある。そして、武家の政治支配体制から、特に禅宗の影響を受けながら「武家文化」がここで生み出されたこと、さらに、「三方が山、一方が海」という要害的地形に、寺院・武家館・切通などの、防御上・行政上・物流上の重要な施設が機能的に配置され、山と一体となっているという世界でも稀に見る武家の都が形成されたことにある。

次に構成資産についてであるが、鎌倉の山稜部・自然地形と、それらに配置された社寺境内・考古学的遺跡が対象となっている。後世の開発により、物理的にいくつかのパーツに分断されているが、本来は一つの資産として捉えるものである。

世界遺産登録にあたっては、資産が国内法規等で確実に守られていることを示していくことが求められているが、構成資産のうち山稜部については古都保存法、社寺境内等の重要な要素については文化財保護法により確実に守られており、世界遺産として求められる要件を満たしているものと考えている。

最後に緩衝地帯についてであるが、緩衝地帯とは、世界遺産の価値や環境を保護するため、周囲に設けられる利用制限区域のことである。なお、この緩衝地帯については、現行の法規制等を活用して、景観や環境に与える影響をコントロールしていくものである。

3 今後のスケジュール(予定)

今後については、文化庁が主体となり決定していくため、具体的な日程は未定である。ただ、この3月の第4回国際専門家会議においてある程度の評価が得られたので、地元4県市としては、それをもとに今後推薦書案を精査し、本年度内に文化庁からユネスコへの推薦が図られるよう、最大限の努力をしていく。

この見込みどおり進捗した場合、9月には推薦書の暫定版、翌年の1月には正式版がユネスコへ提出される。そして、ユネスコの諮問機関であるイコモスによる現地調査を経て、世界遺産委員会に諮られ、登録の可否が決定していくような運びとなる。このように最短で進めることができれば、平成25年度の登録が可能である。

本年度は、鎌倉の世界遺産登録に向けた正念場ともいえる年となる。